

# 東京青年司法書士協議会弔慰金規程

平成20年11月19日幹事会決定

**第1条** 本会は、会員、その配偶者及び一親等の直系血族が死亡したときは、以下の額の弔慰金を支給するものとする。

- ① 会員の場合 金3万円
- ② 配偶者及び一親等の直系血族の場合 金1万円

附 則

(施行期日)

1. 本規程は、平成20年11月19日から施行する。

以上